

**東久留米市地域公共交通会議設置要綱第8に規定する書面における
協議を行うことができる変更事項一覧表**

運営 方針 NO	項目	内容	書面での 協議事項	会議での 協議事項	証明書 区分	
1	運行方式	乗合方式	/	○	その他	
2	登録できる方	東久留米市に住民登録されている ・70歳以上の方 ・妊婦の方 ・0～3歳児	○	/	その他	
3	利用できる方	・登録者 ・登録者と同乗する方(登録者の介助者・保護者・同一世帯の方)	○	/	その他	
4	利用方法	①事前に市へ利用登録の申請を行う ②市が利用登録証を発行(利用登録証は、予約時や利用時に必要となる) ③利用者は予約専用ダイヤルに直接電話をかけ、予約する(登録者氏名又は登録番号、利用日時、出発地と目的地 ^{※1} 、利用人数 ^{※2} 、希望出発時刻又は希望到着時刻を伝える) ^{※1} 予約時の出発地と目的地はそれぞれ一か所のみ指定できます。 ^{※2} 予約時の利用人数より多い人数での利用は原則できません。 ※ 乗降に際して、運転手による介助はできません。	○	/	その他	
5	運行エリア	東久留米市内及び隣接市の公立病院 (公立昭和病院、多摩北部医療センター)	市外に係る変更 市内に係る変更	/	○	1
6	運行形態	・自宅または利用登録時指定場所から共通乗降場まで ・共通乗降場から自宅または利用登録時指定場所まで ・共通乗降場から共通乗降場まで	/	○	2	
7	共通乗降場	全33か所 ・鉄道施設(東久留米駅西口、東口) ・公共公益施設(行政サービス施設、公立病院 (公立昭和病院、多摩北部医療センター))	市外に係る変更 市内に係る変更	/	○	その他
8	車両・台数	ジャンボタクシー(ワゴンタイプ・10人乗り(運転手含む))・3台(デマンド型交通専用車両)	○	/	その他	
9	利用料金	1人1回500円(小学生までは無料) 乗車時現金前払い制 予約時の有料利用者2名以上での利用は1人1回300円(同一地点での乗降時に限ります)	/	○	3	
10	運行日	月曜日から金曜日(土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運休)	/	○	4	
11	運行時間	午前9時から午後5時まで ※午前9時に車両が営業所を出発し、午後5時までに目的地へ到着する時間まで	/	○	4	
12	予約受付時間等	・予約受付時間:運行日の午前9時から午後5時まで ・予約の受付:利用の1週間前から利用当日の1時間前まで ※午前10時までに乗車を希望される場合は前運行日まで予約が必要	○	/	その他	
13	計画期間	実験運行の開始から5年	/	○	4	